

建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可基準

I. 許可基準

建築基準法（以下「法」という。）第43条第1項は、建築物の敷地は道路に2メートル以上接しなければならない旨規定されているが、同条第2項第2号の許可是、これの例外として、接道義務を満たすことにより確保されている市街地の環境と同等の水準が確保されていることを基本として行う。

建築物の敷地が、「道路」に代えて「将来にわたって安定的に利用できる空地」に接すること、また、「2メートル以上接する」に代えて「建築物の用途、規模、位置及び構造に応じて有効に接する」ことを前提として、本県の市街地形成状況等地域の特性を勘案し、建築基準法施行規則（以下「国土交通省令」という。）第10条の3第4項各号に適合するもので、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる建築物については、建築審査会の同意を得、必要に応じて条件を付し許可するものとする。

II. 建築審査会提案基準

上記I. 許可基準に該当するもので次の第1から第3のいずれかに該当する建築物は、国土交通省令第10条の3第4項各号に適合し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものとして、建築審査会に付議するものとする。

（広い空地を有する建築物）

第1 別に定める基準別表第1、イ欄「許可対象とする広い空地」に掲げる空地を周囲に有し、ウ欄「広い空地と建築物の敷地の関係」に掲げる幅以上有効に接する（（イ）に掲げる空地内の通路等が配置されているものに限る。）敷地において、エ欄「広い空地の管理者の承認等」に掲げる許可等を得、オ欄「許可対象とする建築物の用途、規模、位置及び構造の要件」を満たす建築物

（公共の用に供する道に接する建築物）

第2 別に定める基準別表第2、イ欄「許可対象とする公共の用に供する道（幅員4メートル以上のものに限る。）」に掲げる道に該当し、ウ欄「公共の用に供する道と建築物の敷地の関係」に掲げる幅以上有効に接する敷地において、エ欄「公共の用に供する道の管理者の承認等」に掲げる許可等を得、オ欄「許可対象とする建築物の用途、規模、位置及び構造の要件」を満たす建築物

（通路に有効に接する建築物）

第3 次の（1）、（2）又は（3）のいずれかに該当するものとする。

（1） 別に定める基準別表第3-1、イ欄「許可対象とする道路に通ずる道状の通路」に掲げる道状の通路に該当し、ウ欄「道路に通ずる道状の通路と建築物の敷地の関係」に掲げる幅以上有効に接する敷地において、エ欄「道路に通ずる道状の通路の管理者の承認等」に掲げる許可等を得、オ欄「許可対象とする建築物の用途、規模、位置及び構造の要件」を満たす建築物

（2） 別に定める基準別表第3-2、イ欄「許可対象とする道路に通ずる道状の通路」に掲げる道状の通路に該当し、ウ欄「道路に通ずる道状の通路と建築物の敷地の関係」に掲げる幅以上有効に接する敷地において、エ欄「道路に通ずる道状の通路の管理者の承認等」に掲げる許可等を得、オ欄「許可対象とする建築物の用途、規模、位置及び構造の要件」を満たす建築物

（3） 別に定める基準別表第3-3、イ欄「許可対象とする建築物の敷地と道路の間に介在する空地」に掲げる介在する空地に該当し、ウ欄「介在する空地による建築物の敷地と道路の関係」に掲げる幅以上有効に接する敷地において、エ欄「道路に有効に通ずる空地（通路）の管理者の承認等」に掲げる許可等を得、オ欄「許可対象とする建築物の用途、規模、位置及び構造の要件」を満たす建築物

III. 施行年月日

この基準は、平成11年5月1日から施行する。

この基準は、平成13年5月1日から施行する。

この基準は、平成14年6月1日から施行する。

この基準は、平成16年6月1日から施行する。

この基準は、平成24年7月1日から施行する。

この基準は、平成30年9月25日から施行する。